

各 部 ・ 課 長 様

財 政 部 長

平成25年度予算編成事務要領について(通知)

平成25年度予算要求書の作成に当たり、下記事項に留意されるよう通知します。

記

1 一般的事項

(1) 予算の見積りは、制度の改正が確実に見込めるものを除き、原則として現行の制度に基づいて行うこととし、国の予算編成や制度改正の動向等に十分注意を払い、情報を的確に把握して予算編成に反映させること。

(2) 既存の事業については、行政関与の必要性、民間活力の活用、費用対効果等について総合的に勘案し、各種事業の役割や効果、事業継続の必要性などを検証し、徹底的な合理化と見直しを行い要求すること。

特に、補助金・負担金については、時代状況の変化を踏まえた公益性、補助率の適正化等の見直しを行い、廃止や縮減を検討して要求すること。

(3) 新規事業については、市民ニーズに対する事業の必要性、緊急性を厳しく見極め、既存事業の見直しと廃止により一般財源を確保する、「スクラップ・アンド・ビルド」を前提として要求をすること。

また、後年度の財政負担（ランニングコスト）についても十分精査した試算をしておくこと。

(4) 市議会、地域づくり市民会議、行政経営戦略会議、事業仕分け等において出された意見・提案を慎重に検討し、予算に反映させること。

2 歳入に関する事項

東日本大震災が与えた経済への甚大な被害や、不安定な国際情勢を背景に、雇用・所得環境の回復が遅れるなかで、市税の大幅な増収は期待できず、地方交付税についても概算要求の段階で昨年の交付総額を下回るなど、極めて厳しい歳入環境が続くものと予想される。

収入が確保されて初めて支出が可能となることを職員一人ひとりが認識し、国・県の施策・制度改正の動向を的確に把握して迅速な対応を心掛けるとともに、自主財源の新たな発掘を検討するなど、積極的な財源確保に取り組むこと。

(1) 市税

経済情勢の推移、税制改正の動向等を把握することはもとより、市民税、償却資産税などの未申告者の実態把握を強化し、課税客体の完全捕捉に努めるなど、的確な歳入見

込みに基づき、最大限の年間収入見込額を計上すること。

なお、税負担の公平を期するため、法令に基づいた適切な滞納処分の強化を図り、収納率の一層の向上に努めること。

(2) 分担金・負担金及び使用料・手数料

受益者負担の原則を貫き、事業内容、受益度合等を十分考慮、検討し、現況に則した適正な単価の見直しに努めること。

利用者数が減少又は伸び悩んでいる施設については、施設管理者とともにその原因を分析し、利用率について具体的な目標設定を行うなど、公共財産の有効活用を図り、利用者一人当たりの行政コストの縮減に努めること。

(3) 国・県支出金

国・県の制度改正や予算編成の動向を注視し、最新の情報による積算額を計上すること。

また、補助金・負担金の対象となる事業を、市単独事業として実施することのないよう、十分留意すること。

(4) 財産収入

市有財産については、その現状を的確に把握し、効率的な活用に努めること。

また、将来に亘り利用計画のない財産については、適正価格による処分を進め、収入の確保に努めること。

なお、各種基金については確実な方法による運用に努め、その運用収入額を会計課と協議の上要求すること。

(5) 市債

市債は借金であることを認識し、要求に当たっては事前に財政課と事業の適債性及び対象範囲の協議を行い、様式 11「起債要求書」を提出すること。

(6) その他の収入

地方自治法の改正に伴い、行政財産を活用できる範囲が拡大しているため、公共施設内における広告や民間への土地・建物の貸付など、新たな財源の確保に取り組みたい。

また、スポーツ振興くじや公営競技関係団体による助成など、各種団体の助成制度についても、幅広く情報を収集し活用すること。

### 3 歳出に関する事項

納税者としての市民目線から、各経費に亘るムダ・ゼロに向けた徹底的な見直しを行い、全ての職員が行政のプロとしての意識を持ち、「最少の経費で最大の行政効果」が発揮できるよう創意工夫を図り、全事業についてゼロベースからの検討を行い、一般財源の増加を招くことのないよう留意すること。

(1) 人件費

ア 報酬

議員、各種委員等については、現行の支給基準により要求することとし、嘱託職員については、その任用・額について人事課と事前に協議すること。

イ 職員給与費

(ア) 人事課で通知した額とする。

(イ) 時間外勤務手当については、平成 24 年度当初予算で配当した時間外勤務手当の額、若しくは平成 25 年度給料額の 7%、いずれか低い額を限度とするが、特別の事情によりその額を超えて要求する場合は、様式 9「時間外勤務手当予算要求説明書」にその要因を明記し提出すること。

(2) 物件費

ア 賃金

臨時職員の雇用については、厳しく抑制を行う予定であり、一般経常事務に係る長期雇用は原則として認めない。

また、平成 25 年度の重点分野雇用創造事業は、一部の事業を除き実施されない見込みであることに留意すること。

(ア) 要求は、雇用の目的、業務の内容、算出根拠等を様式 7「臨時職員賃金明細書」に記入の上、提出すること。

なお、積算に当たっては、別紙「統一単価表」を基礎に、1 年間通して雇用しなければならない場合は最大で 239 日とするが、業務内容の見直しを行い、雇用日数の縮減を図り要求すること。

(イ) 通勤費は、各課でも削減できる費用であり、継続して雇用を予定する者についてはその実額となるが、未定の場合は通勤費のかからない者の雇用を前提に、通勤費の要求を行わないこと。

イ 旅費

(ア) 出張の目的、緊急度等を十分検討し、一人で行くことを原則とする。

(イ) 業務に活かすための先進事例の把握は、インターネットや文書照会などによることを第一として、原則認めない。

(ウ) 全国大会等への出席については、県内各市からの参加が少ない大会への参加を廃止するなど、原則認めない。

(エ) 要求に当たっては、人事課の通知に留意すること。

「負担金との調整」

・負担金の内訳で「宿泊費」が明らかなものは、旅費で要求すること。

・負担金を伴う旅費は、要求書に「負担金あり」と明記し、旅行目的と負担金の名称を一致させること。

ウ 需用費・役務費

(ア) 消耗品等物品については、必要最小限に留め、使用節減に努めること。

(イ) 食糧費については、簡素・公正な対応に十分留意し、会議等の開催時間、開催方法等合理的な設定を行い、行政執行上必要かつ最小限の範囲内に留めること。

なお、原則として 1 人 700 円以内とする。

(ウ) 印刷製本費については、可能な限り庁内印刷、庁内 LAN 等を活用することとし、市民全体への周知を目的とする印刷物についても、その内容等により、広報紙やホームページへの掲載などを活用し、経費の節減に努めること。

(エ) 光熱水費については、なお一層の節電・節水等の省エネルギー対策に努め、要求額に反映させること。

(オ) 各課共通の消耗器材、被服費、燃料費、手数料等は、別紙「統一単価表」により

積算すること。

#### I 委託料

(ア) 施設・設備管理等の委託業務については、委託業務の内容を再検討し、人員・日数・回数・委託範囲等を見直し、業務に支障をきたさない範囲で、必要最小限の委託内容に改め、経費の節減に努めること。

また、年間を通じて統合できる委託については、一本化を図ること。

(イ) 随意契約により委託している業務については、競争入札の導入を図ること。

また、新規の委託業務については、委託内容を十分に検討し適正な額をもって要求すること。

(ウ) 委託料は、積算根拠、前年度契約実績を要求書に明記すること。

(エ) 施設管理や業務運営などにおいては、民間委託の活用・推進を図ること。

#### カ 借地料

個別協議方法によるものは、契約見込額を計上し、固定資産税の課税標準額を基準にするものは、資産税課に確認するとともに、事前に管財課と協議すること。

#### (3) 維持補修費

施設維持補修費については、緊急性、必要性等が高いものから実施するなど、計画的な対応を図ること。

#### (4) 補助費等

##### ア 報償費

講師謝礼などの単価や実施回数を検討し、徹底した見直しを図ること。

##### イ 負担金

各種団体負担金については、前年度予算額を安易に要求することなく、加入目的や活動効果を検証し、形式的なものについては脱会を含め縮小を図ること。

また、会議研修負担金、国・県建設事業負担金を除く負担金、交付金を要求する際には、様式4「市単独負担金・交付金明細書」を提出すること。

##### ウ 補助金・交付金

(ア) 補助金については、補助金創設年度から長期に亘っているもの、補助金の占める割合が高いもの、繰越金が多いものなど、補助金支出の公益性、公平性の観点から見直しを指示しているが、新年度の要求に当たっては、引続き団体等のヒアリングを必ず行い、廃止や縮減を検討すること。

(イ) 新たな補助金要求は、既定の補助金の整理、要綱の設置を図るほか、終期を設定すること。

(ウ) 市単独補助金については、市の一般経費と同様に節減に努め、その公益性、有効性、行政関与の必要性などを行政と団体がお互いに検討し、住民福祉の向上に寄与する真に必要な事業や経費に限定し補助を行うこと。

また、団体は自主自立的な運営がなされるべきとの基本原則に立ち、運営費補助金については、団体が実施している公益的な事業への補助を行う、事業費補助金への転換を図るよう検討すること。

なお、運営費に対する補助金については、活動状況、予算・決算状況等を調査し、面接結果を記載するとともに、担当課意見を付して要求すること。

(5) 投資的経費

予算要求に当たっては、事業の緊急性や必要性、投資効果、後年度の財政負担を十分検討し、経費を徹底的に精査した上で見積ること。

また、説明や査定に当たって内容が十分に把握されるように、事業計画書、箇所図、設計図書等参考資料を添付すること。

(6) その他

ア 重点分野雇用創造事業

重点分野雇用創造事業の終了に伴い、一般財源に振り替えて行う継続雇用及び委託事業は原則認めないが、特別の事情により要求する場合は、「緊急雇用事業からの組替え」と要求書に明記して、主要事業に採り上げること。

また、県下 23 市の状況等を様式 12「緊急雇用組替え事業明細書」に記載し添付すること。

イ スマートウエルネス関連事業

新規事業として、スマートウエルネス関連経費を要求する場合は、「SW関連」と要求書に明記して、主要事業に採り上げること。

ウ ガーデンシティ関連事業

新規事業として、ガーデンシティ関連経費を要求する場合は、「GC関連」と要求書に明記して、主要事業に採り上げること。

エ 車両の要求

車両については、原則として使用年数が8年を超えたもの、又は10万 km 以上走行したものの買替えが要求基準であるが、まだ使用できる車両は継続使用すること。

なお、要求する際には燃料費に重点を置き、原則として軽自動車とする。

また、自動車購入にかかる要求については、財務会計システムに入力せずに、別途様式 8「自動車購入要求書」の提出により要求すること。

4 債務負担行為

債務負担行為は、後年度における財政負担を義務付けるものであり、常に歳出予算等との関連において検討されるべきものであることを再認識し、安易に扱うことなく、内容を十分精査の上、適正なものについて必要最小限の額を様式 5「債務負担行為予算要求書」により要求すること。

なお、長期継続契約対象事業については、債務負担行為の要求は不要とする。

5 特別会計・企業会計

所要経費の積算に当たっては、一般会計に準じて経費を積算することとするが、独立採算性を基本とする特別会計・企業会計は、業務の合理化、経営の効率化及び受益負担の適正化を図ることにより、安易に一般会計からの繰入金に依存することなく、健全財政確保のための経営努力を行うこと。

6 事務的事項

(1) 経常的な一般行政経費は、枠配分方式とするので、その範囲内で要求すること。

なお、枠配分予算要求後に、部長ヒアリングを別途実施する。

- (2) 予算要求の予定単価表は、別紙のとおりとする。
- (3) 要求に当たっては、「予算要求書記載例」に従った作成に留意すること。

## 7 要求期限等

- (1) 予算要求書入力期限  
平成24年11月9日(金)午後5時
- (2) 財政課担当ヒアリング  
平成24年11月15日(木) ~ 21日(水)
- (3) 予算要求書提出期限  
平成24年11月27日(火)
- (4) 査定(会場)
  - ア 副市長・財政部長査定(市役所本館 第1会議室)  
平成24年12月17日(月)~21日(金)  
※副市長・財政部長査定結果内示を平成24年12月26日(水)に予定
  - イ 市長査定(市役所本館 第1会議室)  
平成25年1月9日(水) ~ 16日(水)  
(日程等詳細については後日通知します)

## ◎参考

平成25年度予定される主要な事業 (総合計画実施計画原案より)

### 【総務】

事業仕分け事業、行政経営戦略推進事業、女性リーダー育成事業

### 【福祉】

養護老人ホーム建設事業、老人福祉推進事業、すぎなの園建設事業、障害者相談支援事業、療育支援相談事業

### 【子育て】

子育て支援センター事業、子ども医療費支給事業、お産センター施設整備事業補助金

### 【健康・衛生】

がん検診等健康診査事業、感染症予防事業、食育推進事業、一般廃棄物収集運搬業務委託事業、処理施設整備事業

### 【商工・農業】

資源・エネルギー循環推進事業、住宅用太陽光発電システム設置費補助事業、企業立地事業費補助金、県・市単土地改良事業、県営土地改良事業

### 【都市基盤】

地籍調査事業、三島停車場線修景整備事業(電線類地中化)、谷田幸原線建設事業、三島駅北口線建設事業、沢地本線道路改良事業、西間門新谷線建設事業、ガーデンシティみしま推進事業、公営住宅整備事業、公園施設長寿命化事業

### 【救急・防災】

消防ポンプ自動車等更新事業、防災拠点備品整備事業、耐震性防火水槽建設事業、消防救急広域化事業

### 【教育・文化】

佐野・東小学校プール改築整備事業、北上中学校柔剣道場建設事業、小学校低学年支援員配置事業、学校支援員配置事業、完全米飯給食推進事業、特別支援学級嘱託講師配置事業、史跡山中城跡再整備事業、郷土資料館改築事業、市民文化会館施設整備事業